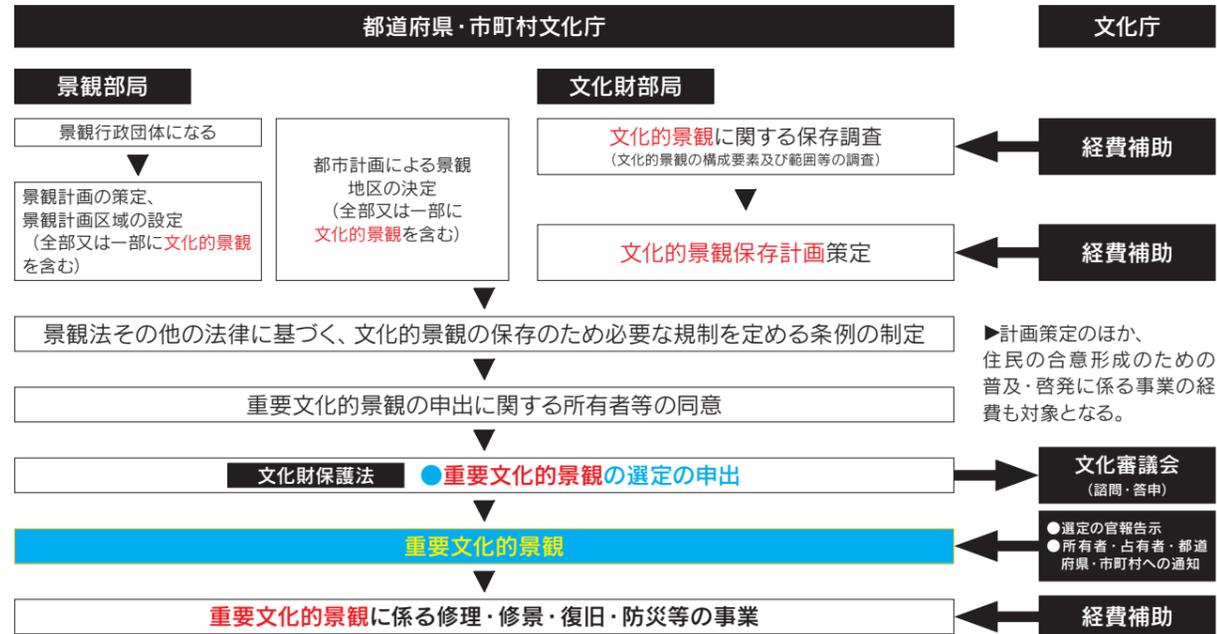




4 資料編

(1) 文化的景観保護制度について

文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる（文化財保護法第134条第1項）。



1 文化財としての景観保護

- ・ 生業、生活、風土によって作りだされる「固有の地域文化」の保護と維持。
- ・ 伝統、習慣等の次世代への継承。

2 地域活性化～地域の財産として～

- ・ 住民の自信・地域に対する誇りの向上。
文化的景観として当該地域の生活、生業、風土を評価することにより、地域生活に自信が持てる。定住者の増加も期待できる。
- ・ 地域づくりと交流：
「地域らしさ→地域づくり→新しい地域イメージの創造」を図り、文化的景観を市民交流や景観教育、体験学習の場として使うことによって、人的交流、世代間交流を活性化できる。
- ・ 地域振興：「地域ブランド」化ができる。
- ・ 文化観光：地域「財」の活用として、循環型の持続可能な観光（≒「消費」）を模索する指標となる。

3 地域の文化性に根ざしたまちづくり

- ・ 自分たちの住んでいる地域にふさわしいものは何か、ふさわしくないものは何か

- 【POINT】
- ①(文化的)景観は、見た目だけがすべてではない!
 - ②総合的なまちづくりの核になることができる!
 - ③そのためには関係機関の連携が不可欠!

【引用】文化庁文化財部記念物課 魅力ある風景を未来へ「文化的景観の保護制度」
平成20年10月 景観セミナー講演 文化庁記念物課文化的景観部門 文部科学技官 鈴木地平

(2) 景観法解説

【景観法の基本理念】

- ・ 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産である。
- ・ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ・ 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければならない。
- ・ 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければならない。
- ・ 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものである。



【引用】平成19年4月国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室
美しい国、まちづくりのために「景観法の概要」



(3) 景観農業振興地域整備計画解説

【景観農業振興地域整備計画(景観農振計画)】

景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を目的として、景観施策と農業施策(生産力最大化)の調和を図るために景観農振計画を策定することができる。

(例) 景観農振計画に従った利用がなされていない耕作放棄地等について、景観整備機構が土地所有者に代わって耕作することができる。

【景観農振整備計画で定めることができる事項】

- ① 景観農振整備計画の区域
- ② 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- ③ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ④ 農用地等の保全に関する事項
- ⑤ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

【景観農振整備

計画の策定】

景観農業振興地域整備計画は市町村が定めるものだが、営農と調和した景観を保全するために、農家や地域住民からの意見を十分に聞き、専門家の協力を得ながら計画策定する必要がある。



【引用】平成20年農林水産省農村振興局企画部地域計画官

この景観を次の世代に受け継ぐために～景観農業振興地域整備計画の活用～

(4) 自然公園法解説

【自然公園の目的】

優れた自然の風景地を保護し、国民の保健休養及び教化に資するため利用の増進を図る。

『自然公園法及び秋田県立自然公園条例の構成』

- ① 我が国の優れた自然の風景地を国立公園、国定公園または都道府県立自然公園として指定する。
- ② 自然公園ごとに保護及び利用のための公園計画を策定する。
- ③ 公園計画に基づき公園事業を決定し保護及び利用のために必要な施設の整備を行い、公園の適正な利用の増進を図る。
- ④ 自然保護を図るため特別地域、特別保護地区等に区分し、これらの地域において風致景観上好ましくない行為を規制する。
- ⑤ 公園利用の拠点として集団施設地区を指定する。

【自然公園の種類】

区分	国立公園	国定公園	秋田県立自然公園
要件	わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地	国立公園に準ずる優れた自然の風景地	優れた自然の風景地
県内自然公園	十和田八幡平	鳥海、栗駒、男鹿	田沢湖抱返り、きみまち阪、八森岩館、森吉山、太平山、田代岳、真木真昼、秋田白神
(数)面積	(1) 26,789 ha	(3) 51,113 ha	(8) 51,399 ha

【自然公園の規制計画】



(*) 国立、国定公園のみ

【景観法による自然公園法の特例】

景観計画に位置付けられた国立公園や国定公園内での建造物等の建築に対して、よりきめ細やかな基準を定め、景観上の支障があれば建築を許可しない事等が可能となる。

【引用】秋田県生活環境文化自然保護課「自然公園制度の仕組み」「自然公園に関する基礎事項」



(5) 秋田の景観を守る条例解説

はじめに

- 秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切に、掛け替えのない財産として後世に引き継いでいくために、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行いたしました。
これにより、一定規模以上の建築物及び工作物の新築や増改築、物品の集積、土石等の採取、宅地造成などの土地の区画形質の変更を行う場合は、県に届出が必要となりました。
- 届出の必要な行為を新たにおこなう場合に、周辺の景観と調和を保つよう配慮するための具体的な目安となるものが、届出行為景観保全基準です。
この基準は、新たな行為だけでなく、既存施設に対し景観保全に配慮するよう要請をする場合の根拠にもなります。
- 県民及び事業者は、景観保全を図るための中心的な担い手です。
県民一人ひとりが景観保全の大切さを理解し、地域における自主的な活動を展開していくことが望まれます。
また、事業者は、事業活動において景観保全に配慮することが、地域社会に貢献するとともに、企業のイメージアップにもつながることを認識し、積極的に景観保全に努めて行くことが望まれます。

届出の必要な行為

次の行為をおこなう場合は届出が必要です。

行為の種類	規 模	
	沿道・沿線地域	左以外の地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの (増築又は改築後においてこの規模を超えるものを除く。ただし、100㎡以下の増改築を除く)	
工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更		
さく、網、擁壁等	高さ3mを超えるもの	
煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを超えるもの	
電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さ30mを超えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		
用途を廃止された物品		
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの	
既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模：同上	
既存(500㎡を超える)に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m 又は水平投影面積50㎡を超えるもの	
一般資材等の物品		
新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの	
既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模：同上	
既存(1,000㎡を超える)に追加	追加する部分の規模：高さ1m 又は水平投影面積100㎡を超えるもの	
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	法・擁壁の高さ10m、スキー場のグレンデの面積10haを超えるもの

(注) 沿道・沿線地域とは、高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から200m以内の地域をいう。

【引用】秋田県 「豊かな自然に恵まれた景観を守り心の和む県土を後世に引き継ぐために 秋田県の景観を守る条例に基づく 届出制度のあらまし」

(6) 関係法令等

■文化財保護法

昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号
最終改正：平成一九年三月三〇日法律第七号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。(省略)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

(省略)

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第三十五条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下この章において「所有者等」という。)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管

理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第四十一条 文部科学大臣は、第三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第十一章 文化審議会への諮問

第五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(省略)

十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

(省略)

十七 重要文化的景観の管理に関する命令



(7) 秋田のえ〜どご100から

県では平成20年(2008)に、美しい景観を県民共通の財産として保全し、活用することで、県民の景観づくりの意識を高め、郷土に誇りと愛着を持って人々が訪れたいと思う県土の形成のために、県内の美しい景観(え〜どご)を「自然」「農山漁村」「歴史・文化」「街並み」「都市」の5つのジャンルで広く県民から募集し選定した。

選定に当たっては、見る場所(視点場)の一般性や見る対象(見える対象)の明確性や独自性、周辺との調和などが考慮され、99箇所(え〜どご)が選ばれた。



朝霧に野鳥乱舞：小友沼(能代市)



桃源郷のかやぶき民家と桃の花(八峰町)



岳岱自然観察教育林：藤里白神(藤里町)



三倉鼻公園からの夕日(八郎潟町)



シラウオ漁：残存湖(井川町)



こぶ杉(上小阿仁村)



亀田の街並み(由利本荘市)



西馬音内盆踊り(羽後町)



幽玄：ゲンジボタルの舞(東成瀬村)

【写真提供】秋田え〜どご100事務局(秋田県建設交通部都市計画課)

(省略)
第十二章 補則

(省略)
第二節 国に関する特例

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをすることは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

(省略)

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項(第百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

(省略)

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは喪失し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(省略)

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(省略)

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

(省略)

第十三章 罰則
(省略)

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

(省略)

三 正当な理由がなく、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

(省略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(省略)

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。)、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(省略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

(省略)

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第八十条及び第百九条第二項(第百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百八条及び第百二十条(これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。))並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第百二十七条第一項、第百三十六條又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

■総務省行政管理局法令データ提供システム
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)



調査報告の参考文献・引用文献等一覧

- 1964(昭和39)年3月31日 秋田県教育委員会
秋田県文化財調査報告書第4集「狩猟習俗調査報告書(マタギ習俗・鷹狩り習俗)」
- 1995(平成7)年3月31日 秋田県教育委員会
天然記念物(地質鉱物)緊急調査調査概報「秋田県の地質鉱物」
- 1995(平成7)年5月30日 土崎哲男『さきかけ選書①秋田のジュンサイ』秋田魁新報社
- 1996(平成8)年 象潟町教育委員会天然記念物「象潟」保存管理計画報告書
- 1997(平成9)年4月20日 清水浩志郎『地域への提言』(有)無明舎出版
- 1999(平成11)年8月1日 柳沢兌衛『重要無形民俗文化財毛馬内の盆踊』
- 1999(平成11)年9月17日 秋田魁新報日本海の海洋構造「男鹿沖に好漁場形成」
- 2000(平成12)年3月31日 仙北市教育委員会名勝檜木内川堤(サクラ)保存管理計画策定報告書
- 2004(平成16)年4月 角館町教育委員会図録「角館の武家屋敷」
- 2004(平成16)年10月10日 編集:六郷町史編纂委員会『鐘はかたり清水はさきやく六郷町小史』
- 2005(平成17)年3月31日 編集:五城目町史編纂委員会「五城目町史デジタルデータ」
- 2006(平成18)年10月3日 監修:國安寛、土田章彦図説「横手・湯沢の歴史」株式会社郷土出版
- 2007(平成19)年8月20日 矢立自然友の会「矢立峠ガイドマニュアル」
- 2007(平成19)年3月 男鹿市教育委員会男鹿市の文化財第14集
- 2007(平成19)年4月15日 泉祐一『秋田のわき水』秋田魁新報社
- 2008(平成20)年3月 仙北市教育委員会天然記念物角館のシダレザクラ保存修理工事報告書
- 2008(平成20)年3月 大仙市教育委員会大仙市文化財一覧
- 2008(平成20)年3月 秋田県教育委員会秋田県文化財調査報告書第441集
秋田県指定有形民俗文化財阿仁マタギ用具-文化財収録作成調査報告書-
- 2008(平成20)年3月 秋田県教育委員会秋田の宝・おらほの宝-地域の文化遺産発見-事業
お宝発見ハンドブック-動物植物地質鉱物編-
- 2008(平成20)年7月28日 農林水産省大臣官房統計部「平成19年漁業・養殖業生産統計(訂正版)」
- 2008(平成20)年12月15日 秋田県農林水産技術センター水産振興センター 群来第65号
- 2009(平成21)年1月1日 佐々木榮一「豊川・石油の里構想と地域活性化に向けて」湖畔時報
- 県埋蔵文化財センター2008(平成20)年度第2回企画展「秋田の狩猟文化」
秋田県酒造協同組合ホームページ <http://www.osake.or.jp>
大潟村干拓博物館ホームページ <http://ac.ogata.or.jp/museum/>

写真の提供に御協力いただいた方々 (順不同、敬称略)

- | | |
|------------|---------------|
| ■阿部裕紀子 | ■にかほ市 |
| ■岡崎佳治 | ■仙北市 |
| ■田村征孝 | ■大仙市 |
| ■秋田県酒造協同組合 | ■美郷町 |
| ■小坂町 | ■横手市 |
| ■大館市 | ■湯沢市 |
| ■五城目町 | ■秋田県埋蔵文化財センター |
| ■大潟村 | ■秋田県立博物館 |
| ■潟上市 | |

※このハンドブックに使用されている写真・図表等については、制作者及び秋田県教育委員会の許可のない無断転用、転載を禁止します。

表紙写真 秋の仙北平野(太田交流の森から)

撮 影 岡崎佳治

秋田の宝・おらほの宝－地域の文化遺産発見－事業

お宝発見ハンドブック ～文化的景観編～

- 発 行 2009(平成21)年3月
秋田県教育委員会
- 編 集 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室
〒010-8580
秋田市山王三丁目1番1号
電話018(860)5194
- 印 刷 株式会社能代印刷所